

死亡届の基礎知識④

2025 年 4 月 24 日号

2024 年 6 月に政府関係省庁横断で発出された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」において、今後の課題として、高齢者等終身サポート事業者が戸籍法第 87 条第 1 項第 3 号の家屋管理人等として死亡届の届出資格者に含まれるかどうか検討されています。



これまで見てきたように、頼れる家族がいてもいなくても、何らかの方法で死亡届が提出され、火葬埋葬許可証が発行される手順が取られるよう、時代の変化に応じて制度の見直しも行われつつあります。

死亡届に関連して誤解されることが多いのが、提出したら、亡くなった本人名義の銀行口座がすぐに凍結されるのではないかとことです。結論から言えば、現状は、死亡届を役所に提出したことをもって口座が凍結されることはありません。これは、マイナンバーカードに紐づけている銀行口座であっても同様です。銀行が口座を凍結するのは、名義人の死亡の事実を直接聞いたか、又は了知したときだけです。したがって原則として、親族又は関係者が直接銀行に死亡の事実を伝えなければ、口座の動きが止まることはありません。死亡後すぐに口座が凍結されるより、存命の最後の月のさまざまな支払いの引き落としが終わるまでは、口座が動いてくれていた方が便利なことも多いでしょう。

ただし、銀行のグループ会社に死亡の事実が伝わっていると、その情報が共有されて口座が凍結されてしまうことがあります。例えば、かんぽ生命の死亡保険金を受け取る手続きを進めると、ゆうちょ銀行の口座が凍結されてしまうことがありますし、銀行が窓口になって作ったクレジットカードを死亡を理由に解約すると、その銀行の口座が凍結されてしまうこともあります。

もう一つ、死亡届関連で知っておいた方がよいトピックとして、死亡届が市区町村で受理されると、税務署にはその情報が共有されるということです。つまり、亡くなった本人の残した資産が相続税の基礎控除を超える可能性があるとして、税務署から死亡届の届出人の元に「相続税納付のご案内」が郵送されることになります。「なんで私のところにだけ？」など、子供間で疑問視されることもよく耳にします。その場合、その方が死亡届の届出人となっていたケースがほとんどです。

ここまで死亡届について詳しく見てきました。死亡届が市区町村役場で受理されることで、人の社会的死亡が確定します。それにより、そのご本人の公的なステータスが「死亡」ということになります。したがって、死亡届の届出人となることを業務として引き受ける場合には、その意義をはっきりと認識しておく必要があります。

つづく